

(省令第34条第1項)

建築物の新築・改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

<p>都市計画法第43条第1項の規定により、 の許可を申請します。</p> <p>令和 年 月 日 柏市長 あて</p> <p>許可申請者 住所 氏名</p>		※手数料欄
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条1号から第14号まで又は政令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5	その他必要な事項	
※ 受付番号		

備考 1 ※印のある欄には記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

(細則第17条第2項)

副

建築物の新築・改築若しくは用途の変更又は  
第一種特定工作物の新設許可通知書

※ 許 可 通 知 覧	この申請書に係る { 建築物 第一種特定 工作物 } の については、許可したので通知 します。  令和 年 月 日  柏市長 印
1 許可申請者住所及び氏名	
2 建築物を建築しようとする土地、用途の変 更をしようとする建築物の存する土地又は 第一種特定工作物を新設しようとする土地 の所在、地番、地目及び面積	
3 建築しようとする建築物、用途の変更後の 建築物又は新設しようとする第一種特定工 作物の用途	
4 改築又は用途の変更をしようとする場合 は、既存の建築物の用途	
5 建築しようとする建築物、用途の変更後の 建築物又は新設しようとする第一種特定工 作物が法第34条第1号から第14号まで 又は政令第36条第1項第3号ロからホま でのいずれかの建築物又は第一種特定工 作物に該当するかの記載及びその理由	
6 その他必要な事項	

備考 1 ※印のある欄は記入しないこと。

2 この許可を受けても、建築物の建築（改築）をしようとするには、建築基準法に  
よる確認を別途受けなければならないので、注意すること。

(細則第22条第1項)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">正</div> 開発行為又は建築に関する証明書交付申請書	
令和 年 月 日	
柏市長 様	
住所 申請者 氏名	
都市計画法施行規則第60条の規定により、次の事項にかかる証明書の交付を申請します。	
1 建築物の敷地となる土地の地名地番	柏市
2 地目及び面積	実測 $m^2$ 公簿 $m^2$
3 都市計画法の適合条項	法第 条第 項第 号 令第 条第 項第 号
4 3 の 内 容	
5 開発行為の有無	伴う ( $m^2$ ) 伴わない
6 予定建築物の用途・構造・規模	用途 建築面積 $m^2$ 構造 延床面積 $m^2$
7 農地転用の許可の有無	不 要 有 ・ 無
8 その他必要な事項	

備考 この申請書には、委任状、住民票、申請内容を明らかにする書面、位置図、案内図、土地利用計画図（配置図）、建築物の平面図、立面図、土地に係る登記の全部事項証明書、農地転用許可書または受理証明書の写し及びその他必要な書面及び図面を添付してください。

(細則第22条第3項)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">副</div> 開発行為又は建築に関する証明書	
※ 下記の建築物の建築は、都市計画法第 条第 項第 号の規定に適合していることを証明します。	
令和 年 月 日	
柏市長 印	
1 申請者住所氏名	
2 建築物の敷地となる土地の地名地番	柏市
3 地目及び面積	地目 実測 m <sup>2</sup> 公簿 m <sup>2</sup>
4 都市計画法の適合状況	第 条第 項第 号
5 4 の 内 容	
6 開発行為の有無	伴う ( m <sup>2</sup> ) 伴わない
7 予定建築物の用途・構造・規模	用途 建築面積 m <sup>2</sup> 構造 延床面積 m <sup>2</sup>
8 その他必要な事項	

備考 1 ※印のある欄には、記載しないでください。

2 この証明書には、申請書と同じ図書を添付して下さい。